高知県教育研究奨励費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。) 第24条の規定に基づき、教育研究奨励費補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、初等中等教育等の振興及び教職員の自発的な教育研究活動を推進し、教職員の資質向上 と指導方法等の改善を図るため、別表に定める団体及び教職員で構成する自主研修グループ(以下「補助事業者」という。)が実施する事業に要する経費に対して補助する。

(補助の対象となる期間)

第3条 補助事業者が補助金の交付を受ける対象となる期間は、補助金交付決定日から当該年度末までとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとし、高知県教育長(以下「教育長」という。) が認める額とする。

(申 請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の規定による申請書及び関係書類は、別記第1号から第3号様式 及び別紙1によるものとし、別に定める日までに各1部を教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

- 第6条 教育長は前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、別記第4号様式 により補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該 当すると認めるときを除く。
 - (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第 2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定 する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行 役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体 にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員 等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財

産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に 損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 教育長は、補助事業者が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(請 求)

- 第8条 補助金は、補助事業が終了した後に、交付するものとする。ただし、教育長が補助事業の円滑 な実施を図るため必要があると認める場合は、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書に 概算払いを必要とする理由及びその積算基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなけれ ばならない。

(変 更)

- 第9条 補助事業者は、次の各号に該当する補助事業の内容及び経費の変更をする場合には、事前に別 記第6号様式による事業内容変更申請書に必要な書類を添付して教育長に提出し、承認を受けなけれ ばならない。
 - (1) 補助金額の変更を伴う補助対象経費の変更
 - (2) 補助対象経費間において別表に定める割合を超える増減の変更

(補助事業の中止又は廃止)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項による中止又は廃止をした場合で、既に当該中止又は廃止に係る補助金が補助事業者に交付されているときは、補助事業者はその全額を返還しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は補助事業が完了した日から1カ月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日までに別記第8号様式による実績報告書を教育長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、別記第9号様式による事業実績概要及び別記第10号様式による収支決算書を添付しなければならない。

(経 理)

第12条 補助事業者は、補助事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に

明確にし、関係証拠書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、 同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(グリーン購入)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

高知県教育長様

事務所の所在地

補助事業者名

 代表者名
 印

 (生年月日: 年月日)

平成 年度高知県教育研究奨励費補助金交付申請書

高知県補助金交付規則第3条第1項の規定により、上記の補助金交付について関係書類を添えて申請 します。

記

補助金交付申請額 円

添付書類

事業計画書(別記第2号様式)

収 支 予 算 書(別記第3号様式)

補助事業者の概要(別紙1)

補助事業者の概要

補助事業者名

	氏	名	職	名	勤 務 校	備	考
代表者名						電話番号	
会計等の事務担当者							
グループの結ら	成年月日						
事務所の所在は	也						
郵便番号	号						
住	折						
電話番号	号						

あてはまる方に○をつけてください。

- 1. 今回初めてグループを結成したので、代表者名義の口座を開設していない。
- 2. 以前よりグループを結成しており、代表者名義の口座を開設している。

補助事業者の概要

団						事	務所所在地				
/-						電	話番号				
体						設	立年月日		年	月	日
名						事	務職員	専任	人	兼任	人
	役職名	7	氏		名			公	職	名	
役											
TX.											
職											
	事務担当	4者		T							
	会	員	数	会	費		組織の創	態様	É	会員の資格	要件
構	個人		人	個人年額	F	円	単一組織又は				
成	学校		校	学校年額	F	刊	部会組織				
員	団体		団体	団体年額	F	刊	部会名				

事 業 計 画 書

事業名 実施時期 場所 参加者	粉
	级
事業内容	
事業内容	

事業計画書

補助事業者名					
-	事業名	実施時期		場所	参加者数
事業内容					
			銀行		店
振 込 先			金庫		出張所
			農協		支所
預金種目		1. 普通預金	2. ≝	É 座預金	
口座番号					
	住 所				
口座名義人	補助事業者名				
(正確に)	氏名(フリガナ)				

必ずグループ代表者名義の口座を記入すること(個人口座は不可)。

収 支 予 算 書

収入の部 (単位:円)

	本年度	前年度	比 較	増 減		
科目					備	考
	予 算 額	予 算 額	増	減		
県補助金						
合 計						

支出の部 (単位:円)

考

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

平成 年 月 日

所 在 地補助事業者名代 表 者 名

収入の部

単位:円

DC) ()			1 1-4 • 1	-	
科目	本年度	前年度	比較	増減	備考
科目	予算額	予算額	増	増減	
会費					
振興会補助					
県費補助金					
寄付金					
雑収入					
繰越金					
合計					

支出の部 単位:円

支出の	分别				単位:片	1		
事業		1	本年度	前年度	比較均	曽減	/#:	考
区分		科 目	予算額	予算額	増	減	一 備	有
補	研究大	謝金						
	会及び	旅費						
助	研修会	使用料及び賃借料						
	の開催	消耗品費						
対		印刷製本費						
		通信運搬費						
象		計						
	研究調	謝金						
経	査及び	旅費						
-++-	研修	使用料及び賃借料						
費		消耗品費						
		印刷製本費						
		資料代						
		通信運搬費						
		計						
	研究用	図書購入費						
	図書購							
	入費	計						
	研究成	消耗品費						
	果刊行	印刷製本費						
		資料代						
		通信運搬費						
		計						
補助対								
事業								
他の事	事業費)							
		計						
	合	計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

平成 年 月 日

所在地補助事業者名代表者

内 訳 書

科目名	金	額	左の内訳
		円	
⇒ 1 m			
記入例 講師謝金			
中中中内以立		30,000円	○○(名前·職名)×○人×○回=30,000円
研究調査及び研修	旅費	50, 5001 1	30,00011
		10,000円	(○○県) ○○円×○人×○回=10,000円

別記第3・7・10号様式の提出時には必ず添付すること。

高知県教育委員会 指令 高知高学第 号

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

補助事業者

代 表 者

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度高知県教育研究奨励費補助金については、以下のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額

円

補助対象期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

高知県教育長

高知県教育長様

事務所の所在地

補助事業者名

代 表 者 名

印

円

概 算 請 求 書

金

平成 年度高知県教育研究奨励費補助金を交付(概算)されるよう請求します。

補助金交付決定額

既 交 付 額 円

今回請求額 円

振込先	銀行 金庫 農協	店 出張所 支所
預金種目	1. 普通預金 2. 当座預金	
口座番号		
	住	
口座名義人	補助事業者名	
	氏 名	

高知県教育長

事務所の所在地

様

補助事業者名

代表者名

印

事業内容変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた平成 年度高知県教育研究奨励費補助金に係る事業について、別紙のとおり内容を一部変更したいので承認してくださるよう申請します。

別 紙

事業計画書(別記第2号様式)

収 支 予 算 書 (別記第7号様式)

事業内容変更事項及び理由書

収 支 予 算 書

収入の部 (単位:円)

	変更後	変更前	比較増減	
科目	予算額	予 算 額	増減	備 考
県補助金				
合 計	_			

支出の部 (単位:円)

\times ப	107旦)				(半江)	. 🗇
経				比 較	増 減	
費		変更後	変更前			
区	科目			増	減	備考
分		予 算 額	予 算 額			
	講師謝金					
補	調査旅費					
助	印刷製本費					
対	使用料及び賃借料					
象	消耗品費					
経	通信運搬費					
費						
	小 計					
補						
助						
対						
象						
外						
経						
費	小 計					
	合 計					

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

平成 年 月 日

所在地補助事業者名代表者

収 支 予 算 書

収入の部 単位:円

		, .— .		
変更後	変更前	比較増減		備考
予算額	予算額	増	減] //H <i>不</i> 5

支出の部 単位:円

支出0	つ制				単位:片		
事業		 科 目	変更後	変更前	比較均	曽減	一 備 考
区分		付 日	予算額	予算額	増	減	一 佣 与
補	研究大	謝金					
	会及び	旅費					
助	研修会	使用料及び賃借料					
	の開催	消耗品費					
対		印刷製本費					
		通信運搬費					
象		計					
	研究調	謝金					
経	査及び	旅費					
-++-	研修	使用料及び賃借料					
費		消耗品費					
		印刷製本費					
		資料代					
		通信運搬費					
		計					
	研究用	図書購入費					
	図書購						
	入費	計					
	研究成	消耗品費					
	果刊行	印刷製本費					
		資料代					
		通信運搬費					
		計					
補助対							
事業							
他の事	事業費)						
		計					
	合	計					

上記のとおり相違ないことを、<u>内訳書を添えて</u>証明します。

平成 年 月 日

所在地補助事業者名代表者

高知県教育長様

事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

印

平成 年度高知県教育研究奨励費補助金実績報告書

高知県補助金交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額

円

事業実績概要 別紙のとおり

収 支 決 算 書 別紙のとおり

事業完了年月日 平成 年 月 日

事 業 実 績 概 要

事 業 名	実施年月日	場所	参加者数
	I		
. 研究テーマ			
. 実践を終えて			

収 支 決 算 書

収入の部 (単位:円)

	本年度	本年度	比較増減			
科目					備	考
	決 算 額	予 算 額	増	減		
県補助金						
合 計						

支出の部 (単位:円)

T 4 2 H P				(+14.	
			比較	増減	
	本年度	本 年 度			
科目			増	減	備考
	決 算 額	予 算 額			
講師謝金					
調査旅費					
印刷製本費					
使用料及び賃借料					
消耗品費					
通信運搬費					
小 計					
小 計					
合 計					
	講師謝金 調査旅費 印刷製本費 使用料及び賃借料 消耗品費 通信運搬費 小 計	科 目 決算額 講師謝金 調査旅費 印刷製本費 使用料及び賃借料 消耗品費 通信運搬費	科 目 決算額 予算額 講話旅費 印刷製本費 使用料及び賃借料 消耗品費 通信運搬費 小 計 小 計	本年度 本年度 増 決算額 予算額 講師謝金 調査旅費 印刷製本費 使用料及び賃借料 消耗品費 通信運搬費	科目 決算額 予算額 講師謝金 調査旅費 即刷製本費 使用料及び賃借料 消耗品費 通信運搬費 小計 小計

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

平成 年 月 日

所 在 地補助事業者名代 表 者 名

収 支 決 算 書

収入の部 単位:円

科目	本年度	本年度	比較増減 増 減		備考
## E	決算額	予算額			1#II 15
会費					
振興会補助					
県費補助金					
寄付金					
雑収入					
繰越金					
合計					

支出の部 単位:円

支出0	分别				単位:片	1		
事業		1	本年度	本年度	比較均	曽減	/#	考
区分		科 目	決算額	予算額	増	減	備	有
補	研究大	謝金						
	会及び	旅費						
助	研修会	使用料及び賃借料						
	の開催	消耗品費						
対		印刷製本費						
		通信運搬費						
象		計						
	研究調	謝金						
経	査及び	旅費						
-++-	研修	使用料及び賃借料						
費		消耗品費						
		印刷製本費						
		資料代						
		通信運搬費						
		計						
	研究用	図書購入費						
	図書購							
	入費	計						
	研究成	消耗品費						
	果刊行	印刷製本費						
		資料代						
		通信運搬費						
		計						
補助対								
事業								
他の事	事業費)							
		計						
	合	計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添付して証明します。

平成 年 月 日

所在地補助事業者名代表者

別表(第2条、第4条、第9条関係)

補助			補	変	
	補助事業区分	補助対象経費	助		補助事業者の構成等
事業者			率	更	
教育研究団体	(1)研究大会及び研修会の 開催 (2)研究調査及び研修	大会及び研修会の開催に要する経費 ・謝金 ・旅費 ・使用料及び賃借料 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 研究調査及び研修会への参加に要する経費	定額	補助事業区分間での20%を超下の団体にあっては、補助対	(1)公立学校教職員又は教育関係者。 (2)研究内容が適正であり団体の運営が堅実で、民間会社、政党、労働組合等と特別な関係を有していないこと。
	(3)研究用図書購入	 ・謝金 ・旅費 ・使用料及び賃借料 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・資料代 ・通信運搬費 ・図書購入費 		3%を超える増減(ただし、補助へ補助対象経費の総額の 20%を超ら	
	(4)研究成果刊行	研究成果の刊行に要する経費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・資料代 ・通信運搬費		、補助金額が30万円以%を超える増減)	
教	教育に関連する分野に	・講師謝金	10	補	(1)国公私立幼稚園教職員
育	おける指導方法等につい	・調査旅費	万	助	(2)公私立保育所保育士
研	ての研究で、具体的には	支給対象となるのは県内	円	対	(3)公立小中学校教職員
究	次のような教育分野の研	旅費のみ。ただし、講師招	を・・	象	(4) 高等学校及び特別支援学校
グ	究とする。	致旅費についてはこの限り	上	経	教職員
ル	(4) 5 *(1.4) \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	ではない。	限	費	複数校の教職員5~10名
J	(1)各教科・道徳・特別活	・印刷製本費	ال ا	間	程度で構成すること(ただし、
プ	動及び総合的な学習の	・使用料及び賃借料	すっ	で	特別支援学校については単独
	時間に関するもの	研究のため利用する施設	る	の 50	構成可)。
	(2) 幼児教育に関するもの (2) 3 の教育 (2) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	や器具等の使用料が対象。		50	研究効果を考慮して広範囲
	(3)心の教育・健康教育に	・消耗品費*		%	にならないこと。
	関するもの	・通信運搬費		を切	
	(4)学校事務に関するもの	切手代、運送料等。電話		超 え	
		代はその積算根拠が明確にできれば補助対象とする		る	
		できれば補助対象とする。		ー る 増	
				減	
/		※おり典」 して事效用り放く			

- 備考1 「補助対象経費」欄の「消耗品費」として事務用品等の購入をする場合は、原則として、グリーン 購入法適合商品を購入するものとする。
 - 2 「補助対象経費」欄の「消耗品費」の金額的な基準は1品2万円以内とする。
 - 3 「補助対象経費」欄の「消耗品費」には、研究に必要な原材料を含むものとする。